

この書面は、金融商品取引法および銀行法等に基づき、元本割れなどの可能性がある仕組預金取引の前にお客さまへ交付しております。

仕組預金作成にあたっての交付書面

【仕組預金 各種交付書面】

- 円仕組預金(スイッチ円定期預金) 契約締結前交付書面 … P.2
- 仕組預金規約 … P.11
- 仕組預金取引に係るご注意 … P.14

【外貨預金 各種交付書面】

- 外貨普通預金 契約締結前交付書面兼外貨預金等書面 … P.15
- 外貨定期預金 契約締結前交付書面兼外貨預金等書面 … P.17
- 外貨普通預金規約 …P.20
- 外貨定期預金規約 …P.24
- 仕組預金取引に係る確認書 …P.28

この書面は、金融商品取引法および銀行法等に基づき、元本割れなどの可能性がある仕組預金取引の前にお客さまへ交付しております。

基準日：2021年5月現在

円仕組預金

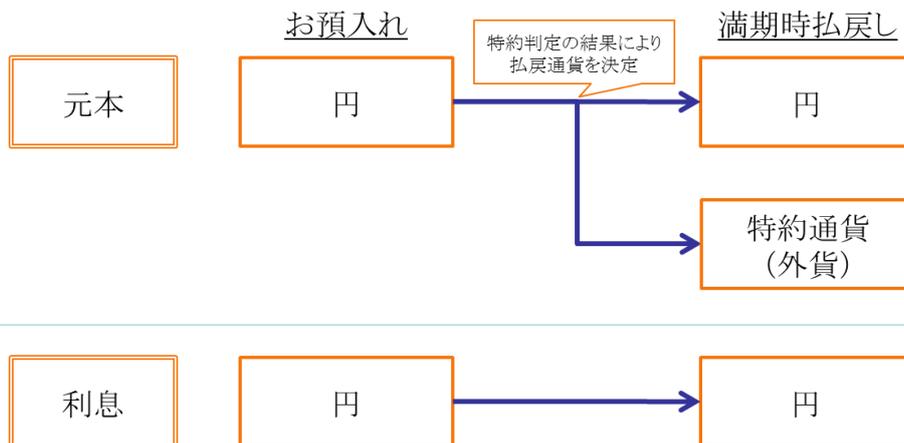
スイッチ円定期預金

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です)

この書面の内容をよくお読みください。

「スイッチ円定期預金」は、当行に選択権のある「払戻通貨に関する特約」が組込まれているため、その対価として比較的高めの金利が設定された円建ての預金です。この預金には、元本を払戻しする際の通貨を決定する特約およびその特約判定に用いる為替レート(以下「特約レート」)が予め設定されています。当行が特約の実行を決定した場合、円でお預入れいただいた元本を、預入時に予め定められた「特約レート」にて、特約通貨(外貨)に交換し、満期日に払戻します。なお、特約の実行にかかわらず、利息は円で払戻します。



この預金は中途解約ができない上、上記の通り、この預金の元本は外貨で払戻しされる可能性があります。また、為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。従いまして、必ず余裕資金でお預入れください。

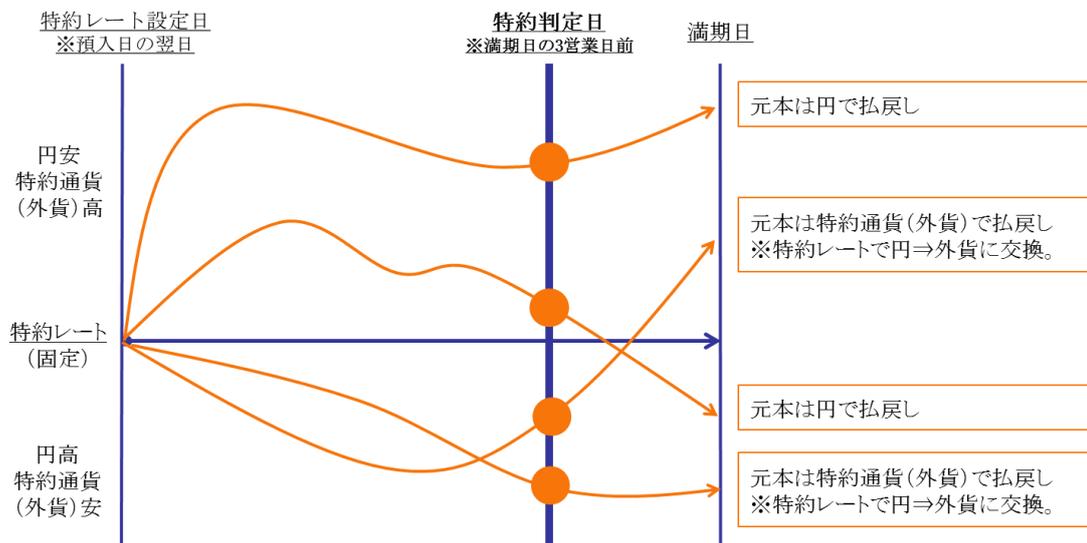
特約判定

- ・ 「特約レート」は、預入日における預入通貨（円）と特約通貨（外貨）間の実勢為替レートに準じて当行が定める為替レートで、原則として預入日の翌日に設定されます。
- ・ 特約判定日において、当行が所定の方法で確認する実勢為替レートの水準が「特約レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元本は「特約レート」で特約通貨（外貨）に交換のうえ、払戻します。
- ・ 特約判定日において、当行が所定の方法で確認する実勢為替レートの水準が「特約レート」よりも同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元本は円のまま、払戻します。

※特約の実行にかかわらず、利息は円で払戻します。

※特約判定は満期日の3営業日前に行います。その結果は原則として満期日の前日までに当行所定の方法でお知らせします。

【実勢為替レートの推移例(4パターン)と特約判定のイメージ】



【ご注意】

- ・ 特約通貨（外貨）で払戻しとなった場合、実勢為替レートで円から外貨に

交換するよりも、不利な為替レートで外貨に交換される可能性が高くなります。この場合、払戻しされた元本を払戻時の実勢為替レートで円に交換すると、当初の預入額を下回って、円ベースでの元本割れを生じるリスクがあります。

- ・ 円での払戻しとなった場合、実勢為替レートが特約レートより円安であった場合でも、そのメリット（為替差益）を享受することができません。

手数料

- ・ お預入れおよび満期払戻しには、手数料はかかりません。
- ・ 特約通貨（外貨）での払戻しとなった場合、円から外貨への交換に関する手数料はかかりません。ただし、払戻しされた外貨を円に交換する際には、当行所定の為替手数料がかかります。

利息

- ・ 利払いは満期日に1回行います。

中途解約

- ・ 中途解約は原則としてできません。
- ・ 当行がやむをえないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害が生じた場合には、これをご負担いただくものとします。従って、大きな損失が生ずる（＝大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず満期日まで運用可能な余裕資金にてご利用ください。

預金保険制度

- ・ スイッチ円定期預金は、預金保険の対象商品です。当行にお預入れください。

ている円普通預金、円定期預金、景品付き定期預金およびその他の円仕組預金と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金を含む円仕組預金の利息などについては、お預入れ時において、本預金と期間がもっとも近い通常の円定期預金に適用する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。

- ・ また、払戻通貨が特約通貨(外貨)となり、元本が外貨に交換されたうえでお客さまご本人名義の外貨普通預金に払戻しされた場合は、預金保険の対象外となります。

〔商号・住所〕 auじぶん銀行株式会社 東京都中央区日本橋1-19-1

〔商品の概要〕

商品名	スイッチ円定期預金
商品概要	この預金は、元本を払戻しする際の通貨を当行が決定する特約およびその特約判定に用いる為替レート(「特約レート」)が予め設定されている特約付きの円仕組預金です。 当行が特約の実行を決定した場合、円でお預入れいただいた元本を、お預入時に予め定められた「特約レート」にて、特約通貨(外貨)に交換し、満期日に払戻します。 なお、特約の実行にかかわらず、利息は円で払戻します。
特約レート	この預金の元本を払戻しする際の通貨を決定する基準となる為替レートです。また、払戻しが特約通貨(外貨)となった場合には、この「特約レート」を適用して、預入通貨(円)から特約通貨(外貨)に交換します。「特約レート」は預入日における預入通貨(円)と特約通貨(外貨)間の実勢為替レートに準じて当行が定め、原則として預入日の翌日に設定し、当行所定の方法で対象のお客さまに通知します。
預金保険制度の適用	スイッチ円定期預金は、預金保険の対象商品です。当行にお預入れいただいている円普通預金、円定期預金、景品付き定期預金およびその他の円仕組預金と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金を含む円仕組預金の利息などについては、お預入れ時において、本預金と期間がもっとも近い通常の円定期預金に適用する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。 また、払戻通貨が特約通貨(外貨)となり、元本が外貨に交換されたうえでお客さまご本人名義の外貨普通預金に払戻しされた場合は、預金保

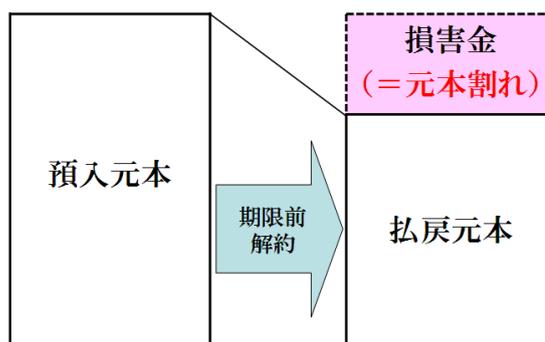
	<p>険の対象外となります。</p>
ご利用いただけるお客さま	<p>当行に円普通預金口座および特約通貨の外貨普通預金口座をお持ちの日本国内に居住する満 20 歳以上 75 歳未満のお客さま</p>
<p>預入れ</p> <p>(1) 預入通貨</p> <p>(2) 預入期間</p> <p>(3) 預入方法</p> <p>(4) 預入単位</p> <p>(5) 特約通貨</p>	<p>円</p> <p>1 ヶ月。自動継続のお取扱いはありません。</p> <p>お客さまご本人名義の円普通預金からの預入に限りです。</p> <p>この預金は募集方式の商品です。募集の都度、当行ウェブサイトにて募集条件を掲示のうえ、募集期間内に預入の申込みを受付けます。募集期間内であれば、当該申込みを撤回することができます。</p> <p>預入日における円普通預金口座の残高がこの預金の申込金額相当額に満たない場合、この預金の申込みは撤回されたものとみなします。</p> <p>10 万円以上 10 万円単位となります。</p> <p>米ドル、ユーロ、豪ドルのうち、当行が募集の都度設定する通貨</p>
払戻方法	<p>特約判定の結果に応じ、満期日に一括してお客さまの円普通預金口座または特約通貨の外貨普通預金口座へ払戻します。</p> <p>(1) 特約判定日(満期日の 3 営業日前)における円と特約通貨(外貨)との間の実勢為替レートが「特約レート」よりも円高であると当行が判断した場合</p> <p>⇒元本:特約通貨(外貨)で、外貨普通預金口座へ払戻します。</p> <p>利息:円で、円普通預金口座へ払戻します。</p> <p>(2) 特約判定日(満期日の 3 営業日前)における円と特約通貨(外貨)との間の実勢為替レートが「特約レート」よりも円安または同値であると当行が判断した場合</p> <p>⇒元本および利息:円で、円普通預金口座へ払戻します。</p> <p>※特約判定の結果は、原則として満期日の前日までに当行所定の方法でお知らせします。</p>
<p>利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 計算方法</p> <p>(3) 税金</p>	<p>お申込時の約定金利を満期日まで適用します(固定金利)。</p> <p>預入日から満期日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算により算出します。1 円未満の端数は切捨てます。</p> <p>・満期日以降の取扱いについて</p> <p>円普通預金口座へ払戻し後は当行所定の円普通預金金利、特約通貨の外貨普通預金口座へ払戻し後は当行所定の外貨普通預金金利がそれぞれ適用されます。</p> <p>利息には源泉分離課税 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) が適用されます。※マル優制度の対象外です。</p>
手数料	<p>預入れおよび満期時の払戻しには、手数料はかかりません。</p> <p>ただし、満期時の払戻しが特約通貨(外貨)となった場合に、外貨を円に交換する際には、当行所定の為替手数料がかかります。</p>
中途解約(期限前解約)および満期時における想定損失額等	<p>◆中途解約(期限前解約)について</p> <p>原則として中途解約はできません。</p> <p>当行がやむをえないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害</p>

が生じた場合には、これをご負担いただくものとし、従って、大きな損失が生ずる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。

この預金は通貨オプションが組込まれた預金であるため、お客さまが中途解約をされた場合、当行は中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を再構築する必要があります。そのための費用を損害金といいます。この損害金はお客さまの中途解約に伴い、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用(手数料含む)を、中途解約時の預入通貨(円)と特約通貨(外貨)との間の為替レート、為替の変動率、残存期間に対応する市場金利などをもとに、当行所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただきます。

損害金はお客さまの預金元本金額から差引き、その残額を当行のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生ずる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。この点にご注意いただき、お申込みの際には必ず余裕資金にてご利用ください。

なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。



お客さまにご負担いただく損害金は主に以下の点から構成されます。

- (1) 中途解約時における通貨オプションの価値
- (2) 適用金利と残存期間に対応する市場金利の差分
- (3) 新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む)

特に(1)と(2)が大きな割合を占めることになり、それらは一般的には満期日までの期間や中途解約時の経済情勢に依存します。

預入時と比較して、預入通貨(円)と特約通貨(外貨)との間の為替レートが円高になればなるほど、また為替の変動率が高くなればなるほど(1)による損害が大きくなります。さらに、中途解約時の残存期間に対応する市場金利がこの預金の適用金利よりも高い場合は(2)による損害が大きくなります。

<p>お客さまにご負担いただく損害金 (内包するデリバティブを含め、この預金をご成約取引と同条件にて再構築する費用)</p>	(1)中途解約時における 通貨オプションの価値
	(2)適用金利と残存期間に 対する市場金利の差分
	(3)新しく預金を再構築すること に伴う費用(手数料含む)
<p>損害金(例)</p> <p>以下では、観測期間を 2004 年 4 月 1 日から 2018 年 4 月 1 日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を元に算出した「中途解約時にお客さまに生じることが想定される損害金」について、ご案内します。この預金の中途解約により生じる想定損害金額は以下の通りです。</p> <p>ケース1:預入後すぐに解約し、市場金利の変動がなかった場合 ⇒元本の約 3%の損害金をご負担いただくことが予想されます。 従って、100 万円のお預入れに対しては約 3 万円の損害金を差引いて、約 97 万円が払戻しの金額となります。</p> <p>ケース2:解約時点における市場変動が大幅だった場合</p> <p>【前提条件】</p> <p>① 為替の変動率 預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。</p> <p>② 預入通貨(円)と特約通貨(外貨)の市場金利の差 預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。</p> <p>③ 為替レート 預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分円高になったものと仮定。</p> <p>⇒・特約通貨が米ドルの場合 元本の約 43%の損害金をご負担いただくことが予想されます。 従って、100 万円のお預入れに対しては約 43 万円の損害金を差引いて、約 57 万円が払戻しの金額となります。</p> <p>・特約通貨がユーロの場合 元本の約 49%の損害金をご負担いただくことが予想されます。 従って、100 万円のお預入れに対しては約 49 万円の損害金を差引いて、約 51 万円が払戻しの金額となります。</p> <p>・特約通貨が豪ドルの場合 元本の約 54%の損害金をご負担いただくことが予想されます。 従って、100 万円のお預入れに対しては約 54 万円の損害金を差引いて、約 46 万円が払戻しの金額となります。</p>	

	<p>◆満期時について</p> <p>満期時の払戻しが特約通貨(外貨)となった場合、元本は「特約レート」で外貨に交換されます。そのため、「特約レート」によって交換された外貨を円に換算した金額と当初お預入れの元本との差が、満期時にお客さまに生じると想定される損害金額となります。</p> <p>特約通貨毎の円に対する観測期間中の最大下落率および100万円のお預入れに対して予想される損害金は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル 最大下落率 40%、予想される損害金 約40万円 (この場合の払戻し金額は損害金差引後約60万円です。) ・ユーロ 最大下落率 45%、予想される損害金 約45万円 (この場合の払戻し金額は損害金差引後約55万円です。) ・豪ドル 最大下落率 49%、予想される損害金 約49万円 (この場合の払戻し金額は損害金差引後約51万円です。) <p>なお、本書面記載の最大想定損害金額は前記観測期間を前提としており、本預金契約期間中の為替や市場金利の変動が前記観測期間中よりも大きくなった場合には、実際の損害金額は本書面記載の最大想定損害金額よりも大きくなる可能性があります。</p> <p>これらの想定損害金額が、お客さまの知識、経験、財産の状況および、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分にご確認ください。</p>
お申込時のご注意点	<p>お取引条件は市場環境により変動しますので、お申込みいただく際にはお取引条件を十分にご確認ください。市場環境の急変等により、お取扱い、お預入れを中止する場合があります。その場合には、当行よりEメールにて告知します。また、以後の募集を中止する場合にはその旨を当行ウェブサイトに掲示することで告知しますのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客さまに損害が発生する可能性があります。 ・金利相場状況、取引条件等、諸々の事情で、必ずしも通常の円定期預金より有利でない可能性があります。利率条件は約定時点でパソコンバンキング画面を十分にご確認ください。 ・本取引導入の最終判断は、お客さまの知識、経験、財産の状況および、本取引を導入する目的に照らし、必ずお客さま自身で行っていただきますようお願いいたします。
付加できる特約事項	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、または 03-5252-3772</p>

	受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝休日、および 12/31～1/3 を除く)
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
お問い合わせ先	auじぶん銀行お客さまセンター ■外貨・仕組預金担当 0120-926-444 [携帯電話からもご利用いただけます] 受付時間 9:00～17:00 (12/31～1/3 を除く) ※運用のご相談は受付しておりません。

(2021年5月現在)

仕組預金規約

- 第1条 仕組預金の定義**
この預金は、金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引を組みこんだ預金です。
- 第2条 預金の預入れ**
仕組預金は預入れの都度、当行所定の方法により申込んでください。
詳しくは契約締結前交付書面にてご確認ください。
- 第3条 証券類の受入れ**
この預金には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。
- 第4条 預金の払戻し**
この預金は、満期日に、元金および利息を当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座に振替えることにより払戻します。
- 第5条 期限前解約**
1. 満期日（当行に満期延長の選択権がある場合は最終満期日、期間短縮の選択権がある場合は当初満期日をいう。以下、本条において同じ。）前の解約は原則としてできません。
 2. ただし、当行がやむを得ない事由があると認め、満期日前の解約に応じた場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に生じた損害金を当行に支払うものとします。
 3. 当行に生じた損害金とは、期限前解約に伴い発生する解約日から満期日までの当該預金の再構築額およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算方法により算出したものをいいます。詳しくは契約締結前交付書面をご確認ください。
 4. この預金の一部について解約することはできません。
- 第6条 利息の計算**
1. この預金の利息は単利計算を行います。また、付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します（円未満切捨て）。
 2. 満期日は次の通り取扱います。なお、一般の休日が満期日になることがあります。
 - (1) 期間（月）に応じた預入日の応当日（以下、「応当日」という。）がある場合 応当日を満期日とします。
 - (2) 応当日がない場合 月末日を満期日とします。
 3. 満期日において普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支

払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金をお支払いした日の前日までの日数および当行所定の普通預金利率のうちもっとも低い金額階層に適用する利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。

- 4.この預金を満期日前に解約する場合、お客さまは経過利息を受取ることができません。
詳しくは契約締結前交付書面にてご確認ください。

第7条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第8条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

- 1.この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じ、かつ、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2.相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1)相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2)第1号による充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3)第1号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 3.相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
- 4.相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条 差押命令等

この預金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当行に送達された場合、当行はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し次の号で定める方法によるほか当行所定の方法で処理いたします。

(1) 期限前解約が必要である場合、第5条に準じて取扱うものとします。

第10条 規約の準用

- 1.この預金取引に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
- 2.この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約等当行の他の規約において定義した内容に従うものとします。

第11条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2021年5月4日現在】

仕組預金取引に係るご注意

- この仕組預金は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しており、中途解約は原則としてできません。万一中途解約した場合には大きな損失が生じる（=大きく元本割れとなる）可能性があります。

そのため、法令・諸規則などにより、商品内容や想定される損失額などについて十分にご説明することとされています。

※商品内容や想定される損失額などについて、十分ご確認ください。

- この仕組預金の内容などを十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容および商品に関するご確認、ご相談、苦情につきましては、au じぶん銀行お客さまセンター（0120-926-444）へお申出ください。なお、お取引についてのトラブルなどは、以下の ADR*機関における苦情処理や紛争解決の枠組みの利用も可能です。

*ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

受付時間 平日 9:00~17:00

（土・日・祝休日、および 12/31~1/3 を除く）

この書面は、金融商品取引法および銀行法などに基づき、元本割れなどの可能性がある外貨普通預金取引の前にお客さまへ交付しております。

外貨普通預金 契約締結前交付書面兼外貨預金等書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です)

この書面の内容を十分によくお読みください。

外貨普通預金には為替変動リスクがあります。

為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初の外貨普通預金預入時の払込円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

- ・外貨預金の預入時(円→外貨)より払戻時(外貨→円)の為替相場が円高になると、払戻時の円換算額が、預入時の円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)可能性があります。
- ・外貨普通預金から円普通預金に払戻す際の取引レート(TTB)には、以下の為替手数料が含まれています。

米ドル:	1米ドルあたり	25銭	リアル:	1リアルあたり	90銭
ユーロ:	1ユーロあたり	25銭	ウォン:	100ウォンあたり	20銭
豪ドル:	1豪ドルあたり	50銭	ランド:	1ランドあたり	20銭
中国元:	1中国元あたり	20銭	NZドル:	1NZドルあたり	40銭

※円普通預金から外貨普通預金に預入れる際には、為替手数料はかかりません。

※上記はキャンペーン時などを除く、通常の為替手数料を示しています。

※為替相場の変動などにより、変更される場合があります。

- ・預入時(円→外貨)と払戻時(外貨→円)の為替相場にまったく変動がない場合でも、払戻時に為替手数料をご負担いただくため、払戻時の円換算額が、預入時の円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)可能性があります。
- ・中国元、リアル、ウォン、ランドは各政府の通貨政策や市場環境の変化などにより、流動性の低下、市場機能の低下および規模の縮小の可能性があります、為替レートが大幅に変動するリスクやお取引を停止する場合があります。当該通貨のお取引にあたっては、これらのリスクがある点をご理解のうえ、お取引ください。

〔商号・住所〕 auじぶん銀行株式会社 東京都中央区日本橋 1-19-1

〔商品の概要〕

商品名	外貨普通預金
商品概要	外国通貨建てで期間の定めのない預金です。
預金保険制度の適用	預金保険制度の対象外です。
ご利用いただけるお客さま	当行に円普通預金口座をお持ちで、日本国内に居住する満20歳以上のお客さま ※お客さまが日本国外にお住まいとなる場合、当行の口座をご解約いただきます。
取扱通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル、中国元、リアル、ウォン、ランド、NZドル

預入期間	預入期間の定めはありません。																	
預入れ	預入方法	お客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限りです。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人からの振込金に限りです。）の受入れによるものとします。																
預入れ	最低預入金額	1取引あたり100円、または1通貨（ウォンのみ100通貨）単位となります。																
	預入単位	1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）となります。 ※通貨単位の1/100を補助通貨単位とします。																
	端数処理	円貨額は1円未満を切上げ、外貨額は1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）未満を切捨てます。																
払戻し	払戻方法	お客さまご本人名義の円普通預金口座への払戻し、または同一通貨の外貨定期預金への預入れに限るものとします。																
	払戻単位	1円単位となります。																
	端数処理	円貨額は1円未満を切捨て、外貨額は1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）未満を切上げます。																
利息	適用金利	当行ウェブサイトに表示する外貨普通預金金利を適用します（変動金利）。金利は通貨により異なります。																
	利払方法	各通貨とも毎年1月と7月の第2土曜日の直後の金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。）に当該の外貨普通預金口座に組入れます。																
	計算方法	毎日の最終残高に対し、付利単位を1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）とした1年365日とする日割計算を行い、1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）未満の端数は切捨てます。ただし、通貨の種類によっては当行所定の付利単位とします。 ※通貨単位の1/100を補助通貨単位とします。																
税金	利息	「復興特別所得税」を含め、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。																
	為替差益	雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ※詳しくは、お客さまご自身で税務署や公認会計士・税理士にご相談ください。																
	為替差損	他の黒字の雑所得から控除できます。 ※詳しくは、お客さまご自身で税務署や公認会計士・税理士にご相談ください。																
為替手数料	<p>外貨普通預金から円普通預金に払戻す際の取引レート（TTB）には、以下の為替手数料が含まれています。</p> <table border="0"> <tr> <td>・米ドル： 1米ドルあたり</td> <td>25銭</td> <td>・レアル： 1レアルあたり</td> <td>90銭</td> </tr> <tr> <td>・ユーロ： 1ユーロあたり</td> <td>25銭</td> <td>・ウォン： 100ウォンあたり</td> <td>20銭</td> </tr> <tr> <td>・豪ドル： 1豪ドルあたり</td> <td>50銭</td> <td>・ランド： 1ランドあたり</td> <td>20銭</td> </tr> <tr> <td>・中国元： 1中国元あたり</td> <td>20銭</td> <td>・NZドル： 1NZドルあたり</td> <td>40銭</td> </tr> </table> <p>※円普通預金から外貨普通預金に預入れる際には、為替手数料はかかりません。 ※上記はキャンペーン時などを除く、通常の為替手数料を示しています。 ※為替相場の変動などにより、変更される場合があります。</p>		・米ドル： 1米ドルあたり	25銭	・レアル： 1レアルあたり	90銭	・ユーロ： 1ユーロあたり	25銭	・ウォン： 100ウォンあたり	20銭	・豪ドル： 1豪ドルあたり	50銭	・ランド： 1ランドあたり	20銭	・中国元： 1中国元あたり	20銭	・NZドル： 1NZドルあたり	40銭
・米ドル： 1米ドルあたり	25銭	・レアル： 1レアルあたり	90銭															
・ユーロ： 1ユーロあたり	25銭	・ウォン： 100ウォンあたり	20銭															
・豪ドル： 1豪ドルあたり	50銭	・ランド： 1ランドあたり	20銭															
・中国元： 1中国元あたり	20銭	・NZドル： 1NZドルあたり	40銭															
付加できる特約事項	ありません。																	
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、または03-5252-3772 受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝休日、および12/31～1/3を除く）																	
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし																	
お問い合わせ先	auじぶん銀行お客さまセンター 0120-926-444（外貨専用） [携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます] 受付時間 9:00～17:00（12/31～1/3を除く） ※投資のご相談は受付しておりません。																	
その他参考となる事項	中国元、レアル、ウォン、ランドは各政府の通貨政策や市場環境の変化などにより、流動性の低下、市場機能の低下および規模の縮小の可能性があります。為替レートが大幅に変動するリスクやお取引を停止する場合があります。当該通貨のお取引にあたっては、これらのリスクがある点をご理解のうえ、お取引ください。																	

この書面は、金融商品取引法および銀行法などにに基づき、元本割れなどの可能性がある外貨定期預金取引の前にお客さまへ交付しております。

外貨定期預金 契約締結前交付書面兼外貨預金等書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です)

この書面の内容を十分によくお読みください。

外貨定期預金には為替変動リスクがあります。

為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初の外貨定期預金作成時の払込円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

- ・ 外貨預金の預入時(円→外貨)より払戻時(外貨→円)の為替相場が円高になると、払戻時の円換算額が、預入時の円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)可能性があります。
- ・ 外貨預金をいったん外貨定期預金に払戻後、外貨普通預金から円普通預金に払戻す際の取引レート(TTB)には、以下の為替手数料が含まれています。

米ドル:	1米ドルあたり	25銭	レアル:	1レアルあたり	90銭
ユーロ:	1ユーロあたり	25銭	ランド:	1ランドあたり	20銭
豪ドル:	1豪ドルあたり	50銭	NZドル:	1NZドルあたり	40銭
中国元:	1中国元あたり	20銭			

※円普通預金から外貨定期預金に預入れる際には、為替手数料はかかりません。

※上記はキャンペーン時などを除く、通常の為替手数料を示しています。

※為替相場の変動などにより、変更される場合があります。

- ・ 同一通貨での外貨普通預金から外貨定期預金への預入れ、または外貨定期預金から外貨普通預金への払戻しには為替手数料はかかりません。
- ・ 中国元、レアル、ランドは各政府の通貨政策や市場環境の変化などにより、流動性の低下、市場機能の低下および規模の縮小の可能性があります。為替レートが大幅に変動するリスクやお取引を停止する場合があります。当該通貨のお取引にあたっては、これらのリスクがある点をご理解のうえ、お取引ください。

[商号・住所] auじぶん銀行株式会社 東京都中央区日本橋1-19-1

[商品の概要]

商品名	外貨定期預金
商品概要	外国通貨建てで期間の定めのある預金です。
預金保険制度の適用	預金保険制度の対象外です。

ご利用いただけるお客さま	<p>当行に円普通預金口座をお持ちで、日本国内に居住する満20歳以上のお客さま</p> <p>※外貨定期預金の預入れには同一通貨の外貨普通預金の口座開設が必要です。外貨定期預金預入時に同一通貨の外貨普通預金口座を同時に開設していただきます。</p> <p>※お客さまが日本国外にお住まいとなる場合、当行の口座をご解約いただきます。</p>	
取扱通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル、中国元、レアル、ランド、NZドル	
預入れ	預入期間	当行ウェブサイトに表示する預入期間を適用します。
	満期日の取扱い	<p>外貨定期預金作成時に満期日のお取扱方法をご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金継続型：利息を元金に組入れ、前回と同一期間、自動的に継続します。 ・元金継続型：預入時の元金で、前回と同一期間、自動的に継続します。利息は、同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。 ・自動払戻し型：満期日で自動的に解約し、その元利金を同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。
	預入方法	お客さまご本人名義の円普通預金口座、または同一通貨の外貨普通預金口座からの預入れに限るものとします。
	最低預入金額	1取引あたり1万円、または100通貨（中国元・ランドは1,000通貨、レアルは200通貨、NZドルは150通貨）単位となります。
	預入単位	1補助通貨単位となります。 ※各通貨とも、通貨単位の1/100を補助通貨単位とします。
	端数処理	円貨額は1円未満を切上げ、外貨額は1補助通貨単位未満を切捨てます。
払戻方法	満期日に利息とともに一括して払戻します。満期日のお取扱いが自動継続（元金継続型・元金継続型）の場合を除き、同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。	
利息	適用金利	作成時の約定金利を満期日まで適用します（固定金利）。金利は、通貨・預入日・預入金額・預入期間により異なります。
	利払方法	満期日に一括して支払います。元金継続型の場合を除き、同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。
	計算方法	預入金額に対し、各通貨とも付利単位を1補助通貨単位とした1年365日とする日割計算（1補助通貨単位未満の端数切捨て）を行います。ただし、通貨の種類によっては当行所定の付利単位とします。
税金	利息	「復興特別所得税」を含め、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。
	為替差益	雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ※詳しくは、お客さまご自身で税務署や公認会計士・税理士にご相談ください。
	為替差損	他の黒字の雑所得から控除できます。 ※詳しくは、お客さまご自身で税務署や公認会計士・税理士にご相談ください。
為替手数料	<p>外貨定期預金をいったん外貨普通預金に払戻後、外貨普通預金から円普通預金に払戻す際の取引レート（TIB）には、以下の為替手数料が含まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル： 1米ドルあたり 25銭 ・ユーロ： 1ユーロあたり 25銭 ・豪ドル： 1豪ドルあたり 50銭 ・中国元： 1中国元あたり 20銭 ・レアル： 1レアルあたり 90銭 ・ランド： 1ランドあたり 20銭 ・NZドル： 1NZドルあたり 40銭 <p>※円普通預金から外貨定期預金に預入れる際には、為替手数料はかかりません。 ※上記はキャンペーン時などを除く、通常の為替手数料を示しています。 ※為替相場の変動などにより、変更される場合があります。</p>	
中途解約	<p>原則としてできません。</p> <p>万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、「約定金利の10%」に相当する金利を当初預入日（継続した場合は継続日）にさかのぼって適用しますので、ご注意ください。</p>	
付加できる特約事項	ありません。	
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、または03-5252-3772 受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝休日、および12/31～1/3を除く）</p>	
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし	

お問い合わせ先	<p>au じぶん銀行お客さまセンター 0120-926-444 (外貨専用) [携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます] 受付時間 9:00～17:00 (12/31～1/3 を除く) ※投資のご相談は受付しておりません。</p>
その他参考となる事項	<p>中国元、レアル、ランドは各政府の通貨政策や市場環境の変化などにより、流動性の低下、市場機能の低下および規模の縮小の可能性があります。為替レートが大幅に変動するリスクやお取引を停止する場合があります。当該通貨のお取引にあたっては、これらのリスクがある点をご理解のうえ、お取引ください。</p>

(2021年5月現在)

外貨普通預金規約

第1条 口座開設等

1. 当行の外貨普通預金（以下、「この預金」という）の口座は、当行所定の取扱時間中において、当行の円普通預金口座をお持ちのお客さま一人につき当行所定の外国通貨ごとに1口座のみ開設することができます。
2. この預金のお取引は、お客さまが本規約を承諾のうえ、当行が認めた場合に行えるものとします。
3. 満20歳未満のお客さまはこの預金のお取引はできません。

第2条 取引方法

この預金は、パーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下、総称して「ネットワーク端末」という。）を利用する方法またはその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

第3条 預金の預入れ

1. この預金の預入れ通貨は、当行所定の外国通貨のみとします。
2. この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人からの振込金に限ります。）の受入れによるものとします。
3. この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定めるものとします。

第4条 証券類の受入れ

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第5条 預金の払戻し

この預金の払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻しを含みます。）は、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座への振替、または同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）への振替によるものとします。

第6条 適用外国為替相場

1. 通貨の換算を伴うこの預金の預入れまたは払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻しを含みます。）の際、その換算に適用する外国為替相場は、当行所定の相場（以下、「換算レート」という）とし、当行は、所定の時間に換算レートを更新します。
2. 換算レートには、当行所定の為替手数料が含まれます。

第7条 取扱時間

1. この預金口座に係るバンキングサービスの取扱時間は、原則として、auじぶん銀行取引規約第7条に規定する取扱時間とします。ただし、以下の各号に定める取引については、当行所定の取扱時間に限るものとします。
 - (1) 円普通預金からこの預金への預入れ
 - (2) この預金から円普通預金への払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻しを含みません。）
 - (3) 前各号のほか通貨の換算を伴う取引
2. 前項ただし書きにかかわらず、外国為替市場の動向や当該通貨を発行する政府の通貨政策の変更等により、これに伴う流動性の低下等を勘案して、当行所定の取扱時間内であっても、当行の判断により、前項各号に定める取引を停止することがあります。

第8条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）以上について付利単位を1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）として、当行所定の外貨普通預金利率によって計算のうえ、毎年1月と7月の第2土曜日の直後の金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。）にこの預金に組入れます。ただし、通貨の種類によっては当行所定の付利単位とします。
2. 利息の計算は、1年を365日とする日割り計算とします（1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）未満切捨て）。
3. 第1項の利率は金融情勢の変化などにより変更することがあります。

第9条 解約

この預金を解約するときは、ネットワーク端末を利用する方法またはその他当行の指定する方法により申し出てください。

第10条 取引の停止等

1. 当行は、金融商品取引法、銀行法その他の法令上の要請に基づき、この預金口座をお持ちのお客さまに対して、当行所定の契約締結前交付書面兼外貨預金等書面（以下、「事前交付書面」という）を電磁的方法により交付します。
2. 前項のほか、当行は、お客さまが当行所定の方法により事前交付書面の郵送を要請した場合には当該要請を受け付けた時点における事前交付書面を当該お客さまに送付します。
3. 前項に基づき送付した事前交付書面がお客さまに届かなかったことが確認された場合、および前項または当行所定の外貨定期預金規約第9条第1項に基づきお客さまが事前交付書面の郵送交付を要請した場合に、当該お客さまは、当行所定の手続が完了するまでの間、新規の外貨普通預金口座開設取引または同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）への振替取引を行うことができないものとします。

第11条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定し、また、第三者に利用させることはできません。

第12条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するため質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第13条 差押命令等

この預金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当行に送達された場合、当行はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し次の各号で定める方法によるほか当行所定の方法で処理いたします。

- (1) 差押命令等の効力が及ぶ金額に満つるまでの当該預金（以下、「差押預金」という）を、当行所定の時期において、円貨に換えて行うものとします。
- (2) 前号に基づいて、円貨に換える場合の外国為替相場は、当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
- (3) 差押預金の利息は、円貨に換えた後は普通預金規約第6条に準じて取扱うものとします。

第14条 準拠法

この規約の解釈は日本法によって行われるものとします。また、この預金の取引は、この規約のほか、外国為替および外国貿易法ならびに同法に基づく命令、規則等に従います。

第15条 規約の準用

1. この預金に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等
当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん
銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第16条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2021年5月4日現在】

外貨定期預金規約

第1条 預金の預入れ

1. 当行の外貨定期預金（以下、「この預金」という）の預入通貨は、当行所定の外国通貨のみとします。
2. この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定めるものとします。
3. この預金は、パーソナルコンピュータおよびスマートフォンを利用する方法またはその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。
4. この預金の預入れは、当行のお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、または同一外国通貨の外貨普通預金口座からの振替により行うものとします。
5. この預金のお取引は、当行の外貨普通預金口座をお持ちのお客さま（同時に開設する場合を含みます。）が本規約を承諾のうえ、当行が認めた場合に行えるものとします。
6. 満20歳未満のお客さまはこの預金のお取引はできません。

第2条 証券類の受入れ

この預金には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第3条 預金の払戻し

この預金は、預入れ時にあらかじめ指定した方法により、満期日に、元金および利息を当行に開設されているお客さまご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金口座に振替えることにより払戻します。ただし、期限前解約（第4条）および自動継続（第5条）の場合にはこの限りではありません。

第4条 期限前解約

満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行が認めて、満期日前の解約に応じた場合には、その利息は預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、当行所定の中途解約利率により計算し、元金とともに当行に開設されているお客さまご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金口座に振替えることにより払戻します。なお、この預金の一部について解約することはできません。

第5条 自動継続

1. この預金のうち自動継続型（以下、「自動継続型外貨定期預金」という）については、満期日に、前回と同一の期間かつ同一外国通貨の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、利息は、あらかじめ指定された方法に応じて、満期日にご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金口座に入金し、または元金に組入れて継続します。継続された預金についても同様とします。
2. 前項の継続された預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
3. 自動継続型外貨定期預金につき、継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは

当該継続後の満期日をいう。以下同じ。)の前日までに、当行所定の方法により非継続型外貨定期預金への満期日取扱条件の変更処理を行ってください。この変更処理が満期日の前日までに完了した場合、この預金の元金と利息は満期日に当行に開設されているお客さまご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金に振替えることにより払戻します。

第6条 適用外国為替相場

1. 通貨の換算を伴うこの預金の預入れまたは払戻し（第4条に基づく解約に伴う払戻しを含みます。）の際、その換算に適用する外国為替相場は、当行所定の相場（以下、「換算レート」という）とし、当行は、所定の時間に換算レートを更新します。
2. 換算レートには、当行所定の為替手数料が含まれます。

第7条 取扱時間

1. この預金に係るバンキングサービスの取扱時間は、原則として、auじぶん銀行取引規約第7条に規定する取扱時間とします。ただし、以下の各号に定める取引については、当行所定の取扱時間に限るものとします。
 - (1) 円普通預金からこの預金への預入れ
 - (2) 前号のほか通貨の換算を伴う取引
2. 前項ただし書きにかかわらず、外国為替市場の動向や当該通貨を発行する政府の通貨政策の変化などにより、これに伴う流動性の低下等を勘案して、当行所定の取扱時間内であっても、当行の判断により、前項各号に定める取引を停止することがあります。

第8条 利息の計算

1. この預金の利息は単利計算を行います。また、付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割り計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。ただし、通貨の種類によっては当行所定の付利単位とします。
2. この預金の利息は、預入日（継続したときは当該継続後の継続日をいう。以下同じ。）から満期日の前日までの日数および適用する当行所定の利率（継続後の預金については第5条第2項に定める利率をいいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、期限前解約（第4条）がなされた場合はこの限りではありません。
3. 満期日は次の通り取扱います。なお、一般の休日が満期日になることがあります。
 - (1) 期間（月）に応じた預入日の応当日（以下、「応当日」という。）がある場合
応当日を満期日とします。
 - (2) 応当日がない場合
月末日を満期日とします。
4. 満期日において同一外国通貨の外貨普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金をお支払いした日の前日までの日数および当行所定の同一外国通貨の外貨普通預金利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は

付されないものとします。

5. この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日。以降本項において同じ。）から解約日の前日までの預入期間（以下、「預入期間」という）に応じて、当行所定の中途解約利率によって計算されます。

第9条 取引の停止等

1. 当行は、お客さまが当行所定の方法により当行所定の契約締結前交付書面兼外貨預金等書面（以下、「事前交付書面」という）の郵送交付を要請した場合には当該要請を受け付けた時点における事前交付書面を当該お客さまに送付します。
2. 前項または外貨普通預金規約第 10 条第 2 項に基づきお客さまが事前交付書面の郵送交付を要請した場合には、当該お客さまは、当行所定の手続が完了するまでの間、新規のこの預金の預入れおよび満期日取扱条件の変更を行うことができないものとします。

第10条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定し、また、第三者に利用させることはできません。

第11条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するため質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 第 1 号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合

には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第12条 差押命令等

この預金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当行に送達された場合、当行はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し次の各号で定める方法によるほか当行所定の方法で処理いたします。

- (1) 差押命令等の効力が及ぶ金額に満つるまでの当該預金（以下、「差押預金」という）を円貨に換えて行うものとします。
- (2) 前号に基づいて、円貨に換える場合の外国為替相場は当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
- (3) 差押預金の利息は、円貨に換えた後は普通預金規約第6条に準じて取扱うものとします。

第13条 準拠法

この規約の解釈は日本法によって行われるものとします。また、この預金の取引は、この規約のほか、外国為替および外国貿易法ならびに同法に基づく命令、規則等に従います。

第14条 規約の準用

1. この預金に関し、この規約に定めのない事項については、auじぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のauじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第15条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2021年5月4日現在】

仕組預金取引に係る確認書

貴行から契約締結前交付書面、仕組預金規約および注意喚起文書などの交付を受け、その記載内容を熟読し、以下に掲げられた仕組預金(以下、「この預金」)の商品性にかかわる注意事項を十分に理解したうえで、自己の責任と判断においてこの預金に余裕資金を預入れます。

1. この預金の金利条件は、預入期間を延長する権限を貴行に付与することによって提示されるものであり、この預金の預入期間の延長を行うか否かの判断は貴行が行うこと。また、この預金の満期延長が決定された場合には、延長満期日以降も当初約定時の金利にて運用されること。
 2. この預金は中途解約が原則としてできないこと。貴行に中途解約を依頼し、貴行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する預金の再構築額およびそれに伴う諸費用として、貴行所定の計算方法により算出された損害金を負担すること。また、損害金はこの預金の元本金額から差引かれ、結果的に大きく元本割れとなる可能性が高いこと。さらに、この預金を中途解約する場合、当行が延長特約を行使するか否かにかかわらず、当該中途解約日の属する預入期間中の利息についても支払われないこと。
 3. この預金の中途解約時に発生する損害金の水準がどのような要素によって決定されるか、またそれらの要素がどのように変化した場合に損害金が高くなるのかなど、損害金の計算方法の基本的な考え方への十分な理解があること。中途解約に伴う想定損害金の試算額について、その内容を理解したこと。また、市場環境によっては、かかる想定損害金額(試算額)以上に大きく元本割れするリスクがあること。
 4. 契約締結前交付書面に記載された想定損害金額*(および上記 3 の中途解約に伴う想定損害金額。以下同じ)のうち最も大きな金額を踏まえ、この預金は私が許容できる取引であると私が判断したこと。また、資産の状況への影響に照らして私が取引できる契約内容であること。実際の損害金額は上記想定損害金額のうち最も大きな金額を超える可能性があること。
- *「今回預入れる元本金額」に契約締結前交付書面に記載されている「想定損害金率」を乗じることにより算出された金額。

以上